

一般社団法人スカイリミットスポーツ三鷹 スクール規約

第1条（名称）

- ・本スクールは【一般社団法人スカイリミットスポーツ三鷹】が運営をするものとする。

第2条（目的）

- ・当スクールは、スポーツ全般の普及に務めると共に、スポーツを通して心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

第3条（入会資格及び手続き）

- ・当スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認めた者としします。又、未成年者は親権者の許可を条件とし、所定の入会申込用紙及び誓約書に必要事項を記入し、同意する事とします。

第4条（会費等）

1. 当スクールでは、クラブ年会費、月会費を納め、クラブ会員となりスクールを受講するものとする。
2. スクールに参加する者は、クラブ年会費、月会費等を所定の期日迄に納入するものとします。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。

第5条（費用支払方法）

- ・月会費のお支払い方法は、原則クレジットカード払いによるものとします。

第6条（遵守事項）

- ・スクール生は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。

第7条（活動期間）

- ・当スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。

第8条（届出事項の変更）

- ・スクール生は、当スクールに届け出た氏名、住所電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により遅滞なく当スクールに届け出るものとします。尚、前途の届出ないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、当スクールは責任を負わないものとします。

第9条（入会）

- ・入会は原則として必要書類の提出、必要会費の納入後、事務局より指定した日が受講開始日とします。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認めますが、年会費、月会費は所定のものとなります。

第10条（退会）

1. スクール生が、自身の都合により退会する場合は、所定の届出用紙により退会を希望する月の前月12日までに当スクールに退会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。

2. 退会を希望する月の前月12日までに退会届を提出されていない退会希望者は、退会希望月の月会費を支払うものとします。

3. 退会した会員が再入会する場合、再入会手数料として2000円（消費税含む）を支払うものとします。

第11条（休会）

1. 休会は、ケガや入院、身体的理由のみとし、自己都合での休会は認めないものとする。スクール生が都合により休会する場合は、所定の届出用紙により、休会を希望する月の前月12日までに当スクールに休会届出を提出し、当スクールの承認を得るものとします。ただし、当スクール活動中に負傷し1ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、所定の届出用紙により速やかに当スクールに休会届出を提出し、当スクールの承認を得るものとします。

2. 休会を希望するものは、休会を希望する月の前月12日までに提出するものとし、休会届を提出されていない休会希望者は、スクールの参加の有無に関わらず休会希望月の月会費を支払うものとします。

3. 休会は3ヶ月まで行えるものとするが、3ヶ月を越える場合は退会の手続きをするものとする。し、やむなくそれ以上の休会を希望する場合は、4ヶ月目の会費を支払い、更に3ヶ月以内の休会手続きを行う。

第12条（復帰）

・休会したスクール生が復帰する場合は、復帰手続きを行い、当スクールの承認を得るものとします。

第13条（コース変更）

・スクール生がコース変更を希望する場合には、前月12日までに継続手続きを行い当スクールの承認を得るものとします。

第14条（保険）

・スクール生は入会と共にスポーツ安全障害保険に加入となります。加入手続き、保険料負担は当スクールが負うものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

第15条（負傷時の処置）

・スクール生が練習時または試合時に負傷してしまった場合には当スクールが応急処置を

施します。ただし、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、当スクールは責任を負わないものとし、またトレーニング内容などのクレームも一切、受け付けないものとする。

第16条（除名）

・スクール生（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断したものに対し、当スクールより除名することができるものとし、

1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
2. 個人もしくは法人および宗教その他の組織への勧誘または売名行為をしたとき
3. スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
4. お引き落としによる月会費のお支払いが残高不足等により 3 回滞納したとき
5. 月会費を滞納し、催促のご連絡後 2 週間以内にお支払いが確認されないとき会費を 3 ヶ月以上滞納したとき

第17条（休講・閉鎖）

・当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとし、

第18条（免責）

・スクール生は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めないし、当スクールは賠償しないものとし、

第19条（付則）

・当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとし、尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第20条（発効）

・本規約は、2019年4月1日より発効するものとし、

一般社団法人スカイリミットスポーツ三鷹 代表 當麻 正惟